

第 82 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成30年 6 月21日（木） 9 :55～12:35

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩

【専門委員（農林業センサス関連）】

鈴村 源太郎（東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科 教授）

納口 るり子（筑波大学生命環境系 教授）

【審議協力者（農林業センサス関連）】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課 課長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：窪田課長ほか（海面漁業生産統計調査関連）

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長ほか（農林業センサス関連）

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題

（1）海面漁業生産統計調査の変更について

（2）農林業センサスの変更について

5 議事録

○河井部会長 それでは定刻よりも前ですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から第 82 回産業統計部会を開催いたします。お集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、海面漁業生産統計調査及び農林業センサスの変更について、審議いたします。

まず始めに、海面漁業生産統計調査の変更について、6 月 7 日に開催した本部会で整理、報告が求められた事項に対する調査実施者の回答を踏まえて改めて審議した後、引き続き農林業センサスの変更について、6 月 1 日に開催した本部会で整理、報告が求められた事項及び残された論点に対する調査実施者の回答を踏まえて審議することといたします。

本日の部会は、事前に御連絡させていただきましたとおり、長時間となり恐縮ですが、30分延長し、12時半までを予定しております。昼休みの時間に入っていることを配慮し、予定時間がまいりましたら、本日の審議の取りまとめに入る予定です。

12時以降、御予定がある方は、御退席いただいて結構です。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、本日の配布資料の御確認をお願いします。

本日の配布資料につきましては、資料1としまして、海面漁業生産統計調査関連で、前回部会において整理、報告が求められた事項に対する調査実施者の回答、資料2及び資料3につきましては農林業センサス関連の資料となりますが、資料2としまして、前回部会で整理、報告が求められた事項に対する調査実施者の回答、資料3-1で審査メモ、資料3-2で審査メモにおいて示した論点に対する調査実施者の回答をお配りしております。このほか、参考としまして、事前に皆様方にお送りし、内容を御確認いただきました第79回、第80回部会の議事概要を配布しております。

また、席上配布資料としまして、海面漁業生産統計調査の関係で、本日御出席をお願いしておりませんが、三木専門委員、審議協力者の橋本専務理事、それから、千葉県、静岡県からいただいた御意見を配布しております。

ここまでの資料につきまして、不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。事務局からは以上です。

○河井部会長

それでは、海面漁業生産統計調査の変更に係る審議を始めたいと思います。

最初に、海面漁業生産統計調査について、前回の部会では、市町村別集計の廃止、特殊魚種別漁獲量の集計の廃止、本調査と一般統計調査である水産物流通調査との関係の3点について、調査実施者における整理が必要とされたところです。

それでは、これらの点に対する回答につきまして、農林水産省から説明をお願いいたします。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 それでは、資料1に基づいて説明させていただきたいと思います。前回、幾つか御指摘いただいた事項、あるいは、前回もう少し明示的に説明した方が良かったと反省した点も若干ありました。そのような内容も含めて再度整理させていただきましたので、説明させていただければと思います。

大きく3つの宿題があったかと思います。順番として、最初に、本調査と産地水産物流通調査との関係について説明させていただき、その後に市町村別集計について、そして最後に、特殊魚種別漁獲量について順番で説明させていただければと思います。

それでは、資料1の2ページからです。まず本調査と産地水産物流通調査の比較に入る前に、水産業に関する統計の整合性、全体像がどうなっているかを説明した方が良いと思いますので、比較表を付けさせていただきました。

生産関係についていえば、海面漁業生産統計調査と、前回も話題になりました漁港港勢

調査がございまして、流通関係でいいますと、産地水産物流通調査、これ以外にも幾つか調査はあります。また、構造関係でいいますと、漁業センサスといった体系になっています。

それを踏まえまして、本調査と産地水産物流通調査の比較をしますと、2ページの1の(1)に比較表を付けさせていただきました。本調査は、漁協などへの調査を行って、漁業者が海面漁業で漁獲した量とか養殖業で収獲した量を、漁業者の所在地での漁獲量として計上している調査です。一方、産地水産物流通調査については、流通の調査ですので、水揚げ後に、漁業者や漁協等から出荷され、産地卸売市場でのセリや入札、相対等により取り引きした量を捉えております。つまり、生産された漁獲量を捉えているのが本調査でありまして、産地水産物流通調査はその先の産地市場での流通量を把握するという仕分け、役割分担で調査がなされているということです。両調査の調査周期、調査事項、結果公表等あるいは調査対象者につきましては、ここの表にまとめさせていただきましたので、御覧いただければと思います。

それに関連いたしまして、最初の調査体系のところでも申し上げましたが、生産関係については、本調査と、前回部会でも少し議論になりました漁港港勢調査という2つがあります。それらを比較した表を3ページに付けさせていただきました。市町村別統計の話をするに当たって、この2つの調査の比較をまず説明させていただいた方が良いかと思ひまして、(2)の比較表を付けさせていただきます。

前回、本調査が属人統計であるのに対して、漁港港勢調査は属地統計であるということで説明しました。これは、我々の情報提供不足で、事案としてやや不正確で、ここで強調させていただきたいのですが、表の一番上のデータの計上方法のところにかかせていただきましたように、漁港港勢調査においても、属人統計は出しております。ただし、例えば魚種別、漁業種類別といった細かいところまで出しているのではなく、漁港地区における漁業者の漁獲量、総量だけ属人統計として漁港港勢調査の中でも出しているということ、強調させていただければと思っております。

漁港港勢調査について言えば、これは漁港漁場整備法第26条の規定に基づいて作成を行っており、漁港管理者、つまり都道府県や市町村がいろいろな方法で調査を行っております。主な方法としては、多分、我々が行っているような漁協に対して、いろいろなルートを通じて聞き取っているのではないかと考えております。

本調査と市町村別データを比較してみますと、比較表を別紙1の後ろの方に、千葉県、静岡県、山口県と代表して3つの表を付けさせていただきました。見ていただければ分かりますように、大体似通った数字のところもあれば、大きく違っているところもあり、出している数字についてはそういう関係にあるということで、一概には言えないのですが、例えば沿岸漁業が中心であるような地域はおおむね数字が一致するものと考えます。いずれにせよ、違っている地域もあれば、同じような数字が出ている地域もあるという状況です。

4ページの一番上の③として、漁港港勢調査としてどのようなところが違っているかということで、より明確に書かせていただきましたが、漁港港勢調査は漁港ごとですので、

本調査の調査区域より更に細かい区域になっております。

それと、後ろに付けさせていただいた別紙1も見ていただければ分かりますように、海面漁業生産統計調査の市町村別統計の場合、個人情報、プライバシー保護の観点から、調査対象が少ない場合に秘匿措置をとります。Xという表示になりますが、結構、秘匿となる場合があります。一方、漁港港勢調査においては漁港単位であるため、秘匿とならないので、すべての結果の数値が出ているという違いがあるものと思っております。

あと、漁業種類や魚種について言えば、実は漁港港勢調査の方が多くの種類について把握しているということと、最初に少し強調させていただきました、漁港港勢調査については、属地データだけではなく、漁獲量の総量ですが、属人データもあるということです。そのような違いはあるのかなと思っております。

そのようなことを前提に、市町村別集計の廃止についてどうかということで、4ページの2で幾つかまとめさせていただいております。

まず、前回、水産県22道府県について確認したと申し上げました。それについて、もう少しどのように使っているのかといったことも詳しく調べて、ここに書かせていただいております。

なお、どのようにそれを調べたかという、当該道府県におけるニーズ、利活用について水産担当課、水産課あるいは水産振興課へ直接電話や訪問またはアンケートといった方法によって、地方組織を通じて確認を行うという方法で行っております。

次に、調査結果についてです。まず(1)で利活用についてまとめていますが、北海道や岩手県あるいは宮城県という例示を出しておりますが、そのような県では独自のデータを把握しているので、本調査の市町村別集計はあくまでも参考程度に使っているという回答をしているところもあります。なぜ独自のデータを把握しているかという、例えば、北海道では属地のデータを用いて施策を作りたいということで、本調査の市町村別統計は属人統計なので使えないため、独自に属地でデータを把握していると聞いております。

一方、もちろん本調査の市町村別集計を利活用している県もありまして、大きく分けると①から④というような使い方がございます。県より小さい単位の地域ごとの資源管理の指針・方針や、地域の水産業振興指針作成のための基礎資料としているのが1つ大きな使い道としてあります。さらに、地区ごとの水産資源の動向の把握や、水産施策から少し離れて、例えば市のPRのためとして、恐らくパンフレットなどに、この市はこれぐらいの生産量があるとかを載せるということなのだと思います。あるいは要人が来訪時の説明の際にバックデータとして使っている、あと、恐らくPR等にも関連するのだと思いますが、県内市町村を全国の他の市町村と比較するために使っているというような回答があったところです。

これらについて、先ほど説明しました漁港港勢調査で完全に代替できるということまでは言えないとは思いますが、ある程度は代替可能ではないかと考えております。例えば市のPRについて言えば、ある程度の数字はありますので、漁港港勢調査で代替できるとか、他に挙げさせていただいた幾つかの利活用についても、漁港港勢調査である程度は代替可能ではないかと考えているところです。

そのようなことと同時に、前回、明示的に説明しなかったのですが、本調査の市町村別集計を廃止する背景、廃止せざるを得ない背景について、ここにまとめさせていただいております。市町村別統計の集計作業に関わる農林水産省の地方組織の現状ですが、農林水産省の統計組織については、数次にわたる定員削減や改革などによって、地方統計組織や人員が大きく縮減している状況です。そのようなことですので、統計の重点化・効率化が非常に重要になってきているということです。

本調査、そもそも地方段階での取りまとめや集計に多大な労力を要しております。その中でも、特に市町村別集計の作業は、前回部会でも提示し、今回も一番後ろに、支所や本所に分かれて調査票も幾つかあるという図を別紙2として付けさせていただいております。このような形で、非常に煩雑ですので、統計を作っている現場から効率化を求める声が非常に大きく、組織の現状から考えて、統計の品質保持の観点からも継続していくことは非常に難しい状況になっているのが率直な状況です。

これを廃止することによって、水揚機関の報告者数を250削減することが可能となります。非常に申し訳ないのですが、前回、市町村別集計を廃止したとしても報告者数は減少しないと、私から誤って発言してしまいましたが、間違いでございまして、ここで訂正させていただきたいと思います。市町村別統計の廃止によって、報告者数が250ぐらい減るということで、効率化の面では大きいと考えておりますし、何より1つの水揚機関で複数の調査票を作成するという煩雑な作業がなくなるということです。そのようなことで、統計調査の効率化につながる、ひいては品質保持になるのではないかと考えているところです。

また、5ページの(3)としてまとめておりますが、市町村別集計を廃止したいと考えているところではあるのですが、一方で、利活用ニーズがあることも事実ですので、ギャップというか、そのようなことを埋めるために、我々としてもある程度できることは行っていきたいと考えているところです。

その一例として挙げておりますが、①の「このため」以下に書いておりますとおり、「調査体系を変更した後に、例えば、1市町村1漁協である場合や漁協から得られた結果を単純に足すなど属人の市町村別集計が可能となる場合に限り」ということで、新しい調査体系になっても、市町村別データを提供することは可能と思いますので、そのようなところについては、ニーズに応じて提供していきたいと考えているところです。

また、それ以外の市町村別データについては、漁港港勢調査の有効活用策について提案するなど、個別にいろいろと御相談いただいたときには、そのサポートをしていきたいと考えているところです。

最後に、市町村別集計の廃止等について、今後、都道府県に丁寧に説明を行うなど周知してまいりたいと考えておまして、その際に、漁港港勢調査はまだ知名度が低いと我々も感じておりますので、そのようなことも含め、地方公共団体への積極的な周知も行っていきたいと考えているところです。

以上が市町村別集計の話でございまして、最後に、3点目、特殊魚種別漁獲量の集計の廃止ということで、6ページにまとめさせていただいております。これにつきましては、

前回、三木専門委員から出された疑問ですが、三木専門委員の疑問は、特殊魚種別漁獲量は天然種苗についての数字と思われるけれども、人工種苗の販売量である海面養殖業の種苗販売量や内水面養殖業の種苗販売量については廃止しないのに、天然種苗の方だけ廃止するのは、アンバランスではないのかという御指摘だったかと思います。これについては一部、三木専門委員の事実誤認のところもございまして、種苗販売量には人工種苗だけでなく天然種苗のものも含まれているということです、バランスを欠くというのは少し違うのかなと考えております。採捕されたぶり類とかあゆも、別途内数として天然種苗に入っておりますので、特段問題ないと考えております。この点については、三木専門委員にも説明させていただいて、納得いただいているところです。

私からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の農林水産省からの回答につきましては、本日御出席いただいている三木専門委員及び審議協力者の橋本専務理事のお二方のほか、千葉県及び静岡県にも事務局を通じて事前に意見照会を行いましたところ、三木専門委員、橋本専務理事、千葉県及び静岡県から御意見がありましたので、その内容について、事務局から紹介してください。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 三木専門委員、審議協力者である橋本専務理事、千葉県、静岡県から御意見をいただいておりますが、千葉県、静岡県につきましては、本日御出席いただいておりますので後ほど御説明いただくこととし、私からは三木専門委員と橋本専務理事の意見について御紹介させていただきます。

始めに三木専門委員からの御意見です。市町村別集計の廃止の件につきまして、農林水産統計組織の定員削減等、調査実施現場が苦しい状況にあることは理解するが、代替として御提示いただいている漁港港勢調査については、似ている部分はあるものの、統計の性格が違うため、代替として考えることは難しい。

また、漁港港勢調査のデータを得たい場合、その都度、県に問い合わせる必要があるため、研究者を含む一般ユーザーにとっては使い勝手が悪くなることが懸念されるということで、市町村別集計については継続してほしいといった御意見がありました。

続きまして、橋本専務理事からの御意見です。まず1点目としまして、市町村別集計の廃止の件につきまして、御自身の地方への出向経験も踏まえすと、該当の市町村や県では、市町村別、地区別等の必要かつ詳細なデータを保有しており、それらのデータで十分代替可能である。

漁港港勢調査においては、属地による陸揚げ量のみならず、総数ではあるが、属人による漁獲量のデータもあり、沿岸漁業が主体の地域では、市町村別集計に代替し得るものである。

また、国際資源管理上の必要性や代替可能なデータが皆無でない限りにおいては、調査の効率化の観点からも見直しが必要と考えられることから、市町村別集計について廃止することは適当といった御意見がございました。

次に2点目ですが、特殊魚種漁獲量の集計の廃止の件について、前回部会での天然産増養殖向け種苗採捕量、つまり天然種苗のデータがなくなることを懸念する意見があったこ

とについて、養殖業者にとって需要がある種苗販売量のデータは、引き続き集計・公表されることとなっており、その中には人工種苗だけでなく天然種苗のものも含まれることから、廃止しても特段支障は生じないのではないかといたした御意見がありました。事務局からは以上です。

○河井部会長

続きまして、千葉県及び静岡県から、御意見の内容につきまして説明をお願いいたします。

○君塚千葉県総合企画部統計課企画情報班長 千葉県です。

意見につきましては、配布させていただいている書面のとおりですが、本県においては、様々な特性を持つ海域を持っておりまして、先ほど農林水産省の説明にありましたように、漁港港勢調査との比較において、必ずしも一致した数値が出てこないところもありますので、このような意味で、市町村別集計は本県にとりまして重要な基礎資料であると考えております。

また、利活用につきましても、先ほどの説明にもありましたとおり、水産振興計画等の基礎資料あるいは市町村PR等のためにも、私どもの方でも活用しております。そうした中で、これまで蓄積しておりましたデータとの整合が取りにくいという形になりますと、今後の計画策定等におきましても、苦慮が出てくるのではないかと懸念するところです。

こうした観点から、漁港港勢調査の結果で代替できるかどうかということに懸念を生じるということで、本県といたしましては、できましたら、市町村別集計の継続について、お願いできればという意見です。

ただ一方で、私ども地方統計組織という位置付けを持っております。常々、統計調査における効率化あるいは報告者負担の軽減等について、国にいろいろ要望等させていただいている中で、国の方で積極的にこのような統計の改革といいますか、変更につきまして御検討いただいている実態につきましては、大変感謝申し上げているところです。そのような観点からすると、私どもとしても、一概にこれをだめだと突っぱねて良いのかというところはあります。

継続希望の意見につきましては、都道府県を代表してというよりは、水産業が主要な産業であります本県の意見ということですので、それを踏まえて御検討いただければと思います。

○深澤静岡県経営管理部ICT推進局統計利用課統計企画班長 静岡県から意見を述べさせていただきます。

お手元の資料にありますとおり、本県におきましても、地域資源の把握のために、指標として市町村別統計を活用している状況です。また、属地データで水揚量が少なくても、属人データでは水揚量が多い場合があったりということで、正確な把握のためには、属人データも欠かすことができないと考えております。

また、漁港港勢調査につきまして、代替可能な部分はあるものの、本県におきましては、例えば清水港や沼津港などの15港湾が調査対象に含まれていない等、一部代替できないところも存在しております。

しかしながら、今、千葉県も説明されたように、統計の重点化・効率化等の事情から本調査の市町村別統計を廃止する場合には、農林水産省の説明にもありましたが、不足する分のデータにつきまして、可能な限りのフォロー、バックアップ等をお願いする形で対応していただくということで、静岡県からはお願いしたいと思います。

以上です。

○河井部会長

それでは、ただ今の農林水産省並びに千葉県、静岡県からの説明を踏まえて、御意見あるいは御質問がある方は御発言をお願いいたします。

○川崎委員 大変詳しい説明と御意見をありがとうございました。

この話は、統計作成の効率化や、いろいろな意味での統計の改変のニーズと利用者のニーズをどうマッチさせるかということで、非常に難しい問題だなというのを、お聞きしながら改めて思いました。

しかしながら、全体のお話を伺った私の印象だと、効率化のニーズ、必要性はかなり高い中で、利用者ができるだけ困らないような手だてを打つ方向で考えたいという農林水産省の姿勢は非常によく分かりますので、その意味では、要望があれば全てどうしても何があっても統計を出さなければいけないかという、そうとも言えないところがあるので、できるだけ問題点を解消しつつ取り組んでいただけたらと思いますので、農林水産省の今日の説明について、私は理解したつもりです。

ただ、その上で2点ほどお尋ねしたいのですが、1点は、最後に比較表がありますね。漁港港勢調査と本調査の件ですね。この表を見て、先ほどの千葉県、静岡県のお話も併せて考えますと、これはやはり2つの統計は、どちらも属人なのだから、本来ならば一致してもおかしくはないものなのだろうと思うのですが、結構ギャップの大きいところがあります。その辺りはどういう事情なのだろうかということは、ある程度説明がつくのでしょうか。

要は、どちらの方がより信頼ができるとか、精度が高い、誤差があるとかいうことは、お立場上、言いにくいかもしれませんが、あるいは利用の観点から、この辺りがギャップを生じさせる原因ではないかということ、ある程度言えるのかどうか教えていただけたらということです。

それからもう1点は、市町村別集計を廃止したとしても、できるだけ困らないようなフォローのやり方をしていこうとお考えになっていることは良いことだと思うのですが、例えば個票データに遡って、県であればいろいろ再集計したりすることもできるだろうと思うのですが、そのような方法で市町村別集計とか細かい集計をフォローしていくことは可能なかなと考えるのですが、いかがでしょうか。その辺りをお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○河井部会長 よろしく申し上げます。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 まず、本調査と漁港港勢調査の数値の違いに関してですが、そもそも調査が違うので手法が若干違うところがあります。漁港港勢調査については、主には多分我々が行っているように漁協に聞いているのだと思

うのですが、それ以外にもいろいろなところから情報収集している場合もあるでしょうし、あるいは同じく漁協に聞いているのでも、聞き方が若干異なる場合もあるのかなと思っておりまして、そのようなところで、少し違う数字が出てくるところがあるとは思いますが。

また、そもそも本調査と漁港港勢調査では、若干範囲が違うところがございますが、静岡県が少し発言されておりましたが、例えば港湾などに水揚げした量については、本調査では入っているのですが、漁港港勢調査は漁港に揚げた分ですので、漁港を通らない分は入りません。

あるいは、千葉県の場合のように、そのほかにも多分例があると思いますが、所在する市町村が、例えば本所と支所が違う市町村にあって、支所の方には漁港がない場合、仮に本所がある市をA市とすれば、A市の漁港にB市の支所の分も全部揚げているというように、漁港港勢調査は本所と支所の分も合わせて漁港に揚げています。本所と支所の市町村が違う場合は、本調査については、漁業者の所在地へ計上することとなりますので、A市在住の漁業者分はA市へ、B市在住の漁業者分はB市へというように計上します。このように調査の範囲が異なるので、そもそも構造的に数字が違うところもありますし、そのようなことが総合的に相まって、数字の乖離が出てきているのかなと思っています。

また、個票レベルに関してですが、別紙2を付けさせていただいておりますが、従来はA市、B市、C市それぞれに分けて調査票を作ってもらっている状況ですので、例えば1市町村に1漁協しかないような場合であれば、市町村別統計がとれ、そのようなところもあることはあります。県によっては、まだ漁協の合併が進んでいなくて、7割から8割はそういう形でとれるということなので、要請があれば積極的に提供していきたいと考えております。

○川崎委員 なるほど、分かりました。

○河井部会長 ほかにはいかがでしょうか。

○西郷委員 今、川崎委員が御指摘になった2点目の確認になるのですが、むしろ別紙2にあるとおり、現在の体制、左側にあるような市町村別にデータを収集するのが大変ということであり、もし仮に調査票がこのように上がってくるのであれば、あとは集計するだけの話だから、集計の方に重点があるのではなくて、むしろデータを集める方が大変だということに重点があって、こういうことをこれ以上続けていくことがなかなか難しいので、右側のような形にさせてくださいと。その結果、市町村別集計はできなくなりますよという、むしろ集計の方に重点があるのではなくて、収集の方の手間というか、そちらに重点がある話なのかなと認識しました。

そうすると、例えば、調査票レベルまで戻ったとしても、ある場合には市町村別の集計はできるし、ある場合にはできない。恐らく規模が大きい市町村、漁協の統廃合がより進んでいるのが大きい市町村だとすれば、漁獲量の大きいところ、生産量の多いところほど市町村別の集計がしにくくなるという理解で聞いていたのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 まさにそういうことです。西郷委員がおっしゃるように、収集のところで非常に手間がかかっているということです。

御指摘のとおりです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 代替利用ということで、少し確認させていただきたいのですが、この比較データは平成 27 年のデータになっていますが、これが直近といたしますか、最新のものなのか確認させていただきたい。逆に言えば、代替データとして利用するのであれば、もっと早期に公表するように努力というか推進することが必要であろうということと、それから三木専門委員の御指摘のように、この漁港港勢調査の結果が都道府県はともかくとして、一般にも利用されるニーズに対応するためには、広く公表されるというようなことがあれば、代替性は高まるのではないかと思うのですが、そこがどうなっているかということと、もう 1 点、1 対 1 対応でできる集計というのが、例えば参考表の扱いで安定的に提供するような形になるのか、それとも特別集計といたしますか、個別利用といたしますか、オーダーメイド集計的に都道府県の要望によって行っていくのか、それによっても各都道府県からの使いたいというニーズへの対応が変わってくるかなと思います。それと一般の利用というのが変わってくるかと思しますので、その 2 点について、念のために確認させて頂きたい。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 まず、お示ししているものは平成 27 年のデータですが、これが最新のデータです。漁港港勢調査につきましては、全都道府県の取りまとめが終わり次第、全体を公表するという方法で行っています。県によっては、公表が非常に遅いところもあるようなので、取りまとめに時間がかかって、結果として全体が公表されるのが遅くなる場合がありますが、一方、県によっては全体が公表される前に県別の結果を独自に公表している場合もあります。たぶんですがデータとしてはあるのだが、集計に時間がかかっているのが公表に遅れが生じている理由と我々は考えております。そういった面で、行政部局に対し、その辺の取りまとめを早める話ということは我々としても要望していくのかなと思っています。アクセスの面でいえば、現状は、主に都道府県に CD を配る形での公表が多くなっておりませんが、アクセスの向上についてもいろいろと関係者とも相談していきたいと考えているところです。

あと、オーダーメイド集計等について、具体的にどうするかは今後検討と思っているのですが、少なくとも要望があったところには、対応したいと思っておりますが、それをどのような方法でやっていくかということについては、今後検討していきたいと思っております。

○河井部会長 私からも質問があるのですが、2 点あります。1 つ目は、先ほど静岡県からも出てきました漁港港勢調査で把握しきれない部分についてですが、清水港とか沼津港とか、静岡県については 15 港湾ですか、漁港ではなくて港湾なわけですね。港湾については把握できないということなのですが、これはほかの県でも、漁港港勢調査では把握できないところは、結構あるものですか。また、どれぐらいカバレッジに差があるのですか。

もう 1 つは、もし漁港港勢調査で代替していくのであれば、先ほどから出ておりました結果公表について、取りまとめ次第ということではなくて、できるだけ迅速化する必要があるし、あとはユーザーの利用性をより図って、アクセスを容易にすることが必要だと思います。先ほどの別紙 1 に出ているような表が、平成 27 年だけではなく、過去のデータも

あると、多分ユーザーは、乖離があったとしても、例えば何%増しぐらいで見なければだめだという推測がつかますので、過去のデータも是非整備していただく必要があるのではないかと思いますのですが、その点はいかがでしょうか。それが可能かどうかということです。

その2点、お願いします。

○窪田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 カバレッジについては、構造上、漁港に陸揚げしていないものについては漁港港勢調査に反映されてこないのので、港湾に揚げた場合は確かに入らないというのが漁港港勢調査の構成となっています。ただ、それがどれぐらいあるのかということは、正直、我々も悉皆で調べている訳ではないのでよく分かりませんが、静岡県ではそれなりにあると言われていますが、他の県でどうなっているのか、分からない状況です。直感的にいうと、全て漁港に陸揚げしている県もあるのかなと思っております。

あと、公表の迅速化あるいはユーザーへの対応ということでは、先ほど申し上げましたように、行政部局ともいろいろと相談していきたいと思っていますし、過去のデータにつきましては、漁港港勢調査についても過去のデータはありますので、過去に遡って比較するということが可能です。

○河井部会長

ほかに御意見はありますか。

それでは、苦渋の選択をせざるを得ないのですが、市町村別の集計につきましては、千葉県等の一定の利用ニーズは認められるものの、これを続けていくためのリソースの確保が困難であるという説明もありました。このため、漁港港勢調査の活用をより進めて、可能な限り、地方公共団体をサポートするということですね。また、本調査全体の正確性を今後確保することが必要ということを勧告すれば、廃止はやむを得ないのではないかと判断しておりますが、いかがでしょうか。

もしこれでよければ、本部会の結論としましては、市町村別集計の廃止はやむを得ないのですが、調査実施者が提案されているように、廃止後も地方公共団体へのサポートと、サポートだけではなくて積極的な周知も図る必要があるとしたいと思います。

もう一方の特殊魚種別漁獲量の集計の廃止につきましては、調査実施者の説明で、天然種苗の表章をやめても、天然種苗と人工種苗を合わせた販売量については、これまでどおり公表され、支障ないものと考えられますので、天然種苗の表章廃止につきましては、適当としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

また、市町村別集計の廃止に伴いまして、調査方法等が変更されることとなりますが、調査計画における記載ぶりにつきましては、事務局である統計審査官室と調査実施者との間で調整いただいて、最終的に部会長であります私に御一任いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは、そのような形で整理させていただきたいと思います。

それでは、海面漁業生産統計調査の変更につきましては、審議が終了いたしましたので、

答申（案）の骨子について確認したいと思います。

それでは、事務局から答申（案）骨子の配布をお願いいたします。

（席上資料配布）

○河井部会長 皆様、お手元に回りましたでしょうか。

今回の変更事項につきましては、適当と判断されたと認識しております。つきましては、今後、私を中心になりまして、事務局と答申（案）の取りまとめを行うこととなりますが、それに先立ち、本日は答申（案）の概要をまとめた骨子を作成しましたので、事務局からの説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、お配りした答申案骨子を御覧ください。

答申案の構成につきましては、これまで統計委員会から出されております答申の構成を踏襲したいと考えております。内容につきましては、前回部会の審議結果を踏まえた形で作成しておりますので、本日御審議いただいた部分につきましては、結論の部分全てをペンディングという形で整理させていただいているものです。

中身といたしまして、1の（1）の適否につきましては、今回の変更計画について承認して差し支えないとした上で、（2）の理由等の報告を求めるために用いる方法の変更のところ、ただし書きを現状では書いておまして、一部修正を求める形にしております。

1の（2）以降の理由等につきましては、前回部会で御審議いただいた審査メモで取り上げました変更事項の順に変更内容の適否を記載しておりますが、特段御意見もなく、変更内容について御了承いただいた部分につきましては、適当としております。修正等の御意見をいただいたところは、おおむね適当とした上で、修正内容を記載する形で整理していきたいと思っております。

2として、今後の課題につきましてはまだ審議されておませんが、本日の部会で御意見等ございましたら、それを踏まえまして、次回以降の調査に向けた取組として必要とされるものを記載していきたいと考えております。事務局からは以上です。

○河井部会長

答申につきましては、後日、なるべく早目に皆様にお示しし、御確認いただくこととしたいと思いますと思っておりますが、現時点でこの答申の構成や内容等につきまして、御意見や御質問がある方は御発言をお願いいたします。

○川崎委員 先ほどの西郷委員の御発言と関係するのですが、結局、今、ペンディングとされている市町村別集計の廃止の部分ですが、これは集計表の廃止の問題ではなくて、実は調査方法の変更ですよ。

そうすると、この点については、今日の議論で明らかになったので、その点をもう少しうまくこの中に表現していただけたらと思います。

つまり、先ほどの農林水産省の説明資料の別紙2にあったように、漁協ごとに市町村別に調査票を作成していたのを一本化するというのが原因で、市町村別集計ができなくなるということですが、その調査方法の変更部分が元々の説明書類の中では分かりにくかった訳です。

この点について、報告を求める事項の変更のところか、あるいは調査対象の範囲の変更か分かりませんが、どこかのところで漁協単位でまとめて回答していただくように変更をすることははっきり書かないと、後が続かないように思います。

是非それをお願いしたいと思います。

○河井部会長

ほかに何かありますか。

○西郷委員 答申の中にどのように書くのかは難しいところがあると思うのですが、今日の説明の中でも、実は市町村別集計に対する需要がないという話ではなくて、それが必要なところは自前で調査をしているから、わざわざ海面漁業生産統計調査で把握する必要がないのだという説明だったと思います。

自分のところでそういう情報がとれるところについてはいいと思うのですが、例えば研究者のように、自分でそういうことができないけれど、そういう情報が欲しい場合は、例えば都道府県で実施している独自の調査に対してアクセスできるような仕組みを作ってくださいとか、何かそういう手だても同時に講じてほしいと思います。もちろん国で実施する調査と違って、定義も違うし、調べているものも違うしということで、恐らく研究者にとっては非常に使いづらいものにはなると思いますが、今回の決定は、国全体のことについて知りたい人に対するケアが少し欠けているように見える懸念がありますので、それについて、こういうケアをしましたということが盛り込めるような答申にさせていただければと思います。

○河井部会長

ほかに何かありますか。

○川崎委員 今の西郷委員の御意見に全く賛成で、私も同様の意見なのですが、要は市町村別集計が廃止になることに伴って、いろいろなユーザーサポートということが今日の議論で出ているので、それをできるだけ、今の段階でどれだけ約束できるか分かりませんが、書ける範囲で書いていただく。そして、今日議論に出ていないものもあるかもしれませんが、もし良いアイデアがあれば、こういうこともやろうとしていることを書いていただけたら、ありがたいなと思います。

どこまで書けるか、実務的な範囲との調整だと思いますが、是非その辺りも御配慮いただけたらと思います。

○河井部会長

ほかにありますか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 冒頭、川崎委員から御指摘のありました調査手法になるのか、調査対象の範囲になるのかということについて、ここは前回部会でも申し上げましたとおり、現在承認を受けている調査計画上の扱いと実態との関係、それから今後の関係ということと併せて、先ほど部会長からも御説明がありましたように整理中ですので、そこを整理した上で、より明確に今回の変更がどういうものなのか、それから今後どうなるのかを、可能な限り、この答申（案）に盛り込むように、部会長と相談させていただきたいと思っております。

○河井部会長

それでは、御意見も出ましたので、川崎委員からの調査方法の変更についても加筆するという書きぶりに関することですね。それと、西郷委員並びに川崎委員から御意見が出ましたユーザーのサポートに留意するという点につきましても、今後の課題に加筆する形で最終的にまとめていきたいと考えております。

今後、答申（案）につきましては、皆様に改めてお集まりいただく御負担をかけないように、私が中心になりまして作成した上で、なるべく早目に皆様にお示しし、御確認していただいた上で、部会における決議としたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

最終的に御了解いただきました答申（案）につきましては、7月20日に開催予定の統計委員会に報告するべく準備を進めてまいりたいと思います。

それでは、海面漁業生産統計調査の変更に関する審議はここまでとしたいと思います。ありがとうございました。

○河井部会長

結構時間が押しているのですが、早速ですが、農林業センサスの変更の審議に入らせていただきたいと思います。

始めに、6月1日開催の前回部会において、整理、報告が求められた事項について審議を行いたいと思います。

前回部会では、調査対象の属性的範囲の変更、調査事項の変更のうち農業・林業経営における労働力のよりの確な把握の2点について、調査実施者における整理が必要とされたところです。

それでは、これらの点に対する回答について、農林水産省から説明をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長

よろしく申し上げます。

資料2の1ページを御覧ください。恐縮なのですが、前回御議論いただいた回答について、資料3-2の9ページに客体候補名簿の前回提示案を載せています。併せて御覧いただけるとありがたいと思います。

それでは説明させていただきます。前回の議論では、30アール未満の調査対象外となる農家等は、農地の貸し手として重要な階層であるので、客体候補名簿の「うち、貸している耕地」の項目について、引き続き把握するべきではないかといった御指摘を頂いています。

下の図を御覧いただきたいのですが、農地の出し手の状況を見ると、貸付耕地全体、約100万ヘクタールございますが、この約81%が農業経営体の基準を満たさない自給的農家や土地持ち非農家であるということです。したがって、農地の貸し付けの多くは、調査票での対象外となる客体候補名簿で捉えているものだけということです。

2ページを御覧いただきたいと思います。変更案を提示していますが、御指摘を踏まえまして、客体候補名簿の「うち、貸している耕地」については、引き続き把握するようにしたいと思います。

3 ページを御覧ください。前回の議論では、新規就農について把握ができるように、過去5年以内に経営を開始したか否かを把握すべきとの御指摘を頂きました。

農林業センサスでは、前回センサスからの異動状況について明らかにする構造動態統計を作成・公表しています。この中で、農家の継続、離農あるいは新設の状況を明らかにしています。

この統計の作成方法なのですが、図2のとおり、2010年と2015年の調査票を突合します。新たに経営を開始した農業経営体について、③のケースとなるということです。

それから、農業経営体の基準を満たさない自給的農家についても、2回分の客体候補名簿を突合して、継続、新規、脱落を明らかにするということです。

このように、前回センサス以降に新たに経営を開始した農家は把握が可能です。したがって、2020年センサスでは、経営を新たに開始したか否かの把握を客体候補名簿であえて把握する必要はないということで、削除したいと考えています。

4 ページですが、これはセンサスとは別ですが、新たに農業を開始した者を把握する目的で、一般統計調査である新規就農者調査があるのですが、この中で新規参入者調査を実施しています。この調査では、全国の農業委員会を対象として、毎年、新たに農業経営を開始した経営者の人数を把握し、公表しています。平成28年では3,400人の新規参入者がいるということです。新設の農家については、このような調査結果も御利用いただくと考えておりますので、参考までに提示させていただきました。

5 ページを御覧ください。先ほど御説明いたしました構造動態統計の例示として、御参考に、経営耕地面積規模別農家数の相関表を掲示しています。赤枠で囲んでいる部分が2015年に新設等となった世帯で、約216万の総農家のうち、約11万が新設農家という状況になっているところです。

それから6ページ、7ページ、見開きを御覧頂きたいと思います。これまで説明した内容を、客体候補名簿の様式として整理させて頂いております。まず表面ですが、左ページは2015年の客体候補名簿をベースに、削除する項目を網掛けしています。右ページは、削除後の2020年ベースの客体候補名簿のイメージ案です。

右ページ下の赤枠に、所有している耕作放棄地の面積という項目があります。前回、裏面に配置していたものを、今回、表面に移動して、農業経営体の判定の前に、土地持ち非農家を含めた全ての方にお聞きして、全数を捉えようと考えています。

このことについては、後で御説明したいと思うのですが、調査票から耕作放棄地の項目を今回削除しようと考えています。その代わりといっは何なのですが、今回限りではありませんが、客体候補名簿の中で耕作放棄地を把握したいと考えています。

8 ページ、9 ページを御覧ください。客体候補名簿の裏面になります。右ページが5年間の新設あるいは借り入れ耕地といった2つの項目を削除した新たな客体候補名簿のイメージ案ということです。

10 ページを御覧ください。前回センサスでは、客体候補名簿と調査票がミシン目で切り離せる一体型であったということです。これが原因で、調査員が客体候補名簿も調査票と一緒に報告者に配布してしまうというミスが出てしまったということです。先般の部会で

は、このような仕様の見直しについて御指摘頂いた訳です。御指摘を踏まえまして、2020年の農林業センサスでは、調査票と客体候補名簿をミシン目でつなげるような取扱いはやめて、分割することにしたいと考えております。

ただ、どうしても客体候補名簿と調査票との関係を間違えて配布してしまうことは無きにしもあらずです。そのため、このような方針を取ったのですが、これについては実施に向け検討しながら、誤配布を生じさせないような工夫をしていきたいと考えています。

それから11ページです。従来家族経営体、組織経営体の区分を、個人経営体、団体経営体に変更するに当たって、結果表章をどうするのかといった御指摘でした。

2020年の結果表章は、農業経営体全体の表章のほかに、個人経営体と団体経営体の結果表章をすることとしています。これまで家族経営体に含めていた一戸一法人、これは組織経営体の名称を改めた団体経営体に含めて表章するということです。

下の図のとおり、主な統計表については、2020年センサスと接続できるように、2015年センサスの結果を組み替えて時系列を取ることを考えています。

12ページを御覧ください。家事・育児で農業に従事していなかった女性が新たに農業についたとしても、現在は新規就農者には含めないことになっているのですが、この理由は何かということをお質問いただきました。

新規就農者調査では、前年が家事・育児であった者については、以前に自営農業に従事していた可能性が高いということを理由に、従来から新規自営就農者には含めていないということです。

12ページには書いていないのですが、新規就農者調査が開始される平成18年以前のことなのですが、政策資料の中に、学生であるとか、あるいは、他に勤務していた者が自営農業に就いたときのみ新規就農者にカウントするという概念が使われていました。この定義に基づき、時系列を重視しながら、統計作成側が追いかける形で新規就農者というものを捉えてきたという経過があります。

御指摘の子育てを終えた女性をなぜ新規就農者にカウントしないのかという問題意識、これは当方も持っておりますので、今後整理していく必要があると考えています。ただ、この数字はなかなか重要で、時系列的にも多く活用されているということです。センサスとは全然別の問題なのですが、慎重に考えていかなければいけない問題と思っています。

表4を御覧ください。新規就農者調査では、前年のふだんの状態が自営農業以外であった者について、今年、新たに自営農業が主になった人を集計・公表しており、その結果です。④欄の家事・育児の女性欄を御覧いただきますと、30代で山があって、この辺りが恐らく子育てが一段落して自営農業に就農する年代。それから、50代以降は恐らく代替わりによる就業であると思っています。このような数字もあるということです。

13ページを御覧ください。世帯主との続柄につきまして、引き続き把握すべきといった御指摘をいただいています。農業従事者の既婚率や二世帯あるいは三世帯家族経営といった分析の有用性を踏まえまして、世帯員の続柄把握は継続するように対応したいと思います。

14ページを御覧ください。世帯員の続柄については、家族構成別の農家数のほかに、例

えば年齢別の経営者と組み合わせることで、既婚率を確認することもできます。例えばですが、30代で見ると、58%であるとか、67%という農村部の既婚率という状況になっています。

15 ページを御覧ください。外国人の技能実習生はどのように把握・整理されているのかという御指摘をいただきました。外国人の技能実習制度では、入国から2か月間の講習の後に、雇用契約を結んで、最大5年間実習を行うことができるようになっているという制度です。

このために、2か月の講習期間は労働力の対象になりませんが、残りの5年間の実習期間については、雇用期間が7か月以上であれば常雇い、7か月未満であれば臨時雇いということで、センサスにおいてもしっかりと把握するということです。

16 ページを御覧ください。これは調査票なのですが、常雇いの記載欄が4人分しかない一方で、従事日数の合計は全ての常雇い分を記載することになっていて、報告者に混乱が生じないように改善を図るべきではないかという御指摘を頂きました。

そこで、変更案の赤の下線のとおり、常雇いの方全員を記入、あるいは5人以上いる場合には補助票に記入、それから補助票に記入した方も含めて全員の従事日数の合計を記入するというような旨を注意書きに追記するように変更したいと考えています。

17 ページを御覧ください。補助票は、調査票の一部を構成するものであるので、調査票様式に追加すべきではないのか、また、常雇いにおいて、一部の労働者を抽出して調査して、後で推計を行うなどの方法について検討する余地はないのかといった御指摘でした。

まず、個人経営の内部労働力ですが、図4にありますように、補助票を必要とする世帯員9人以上の経営体、これは110経営体あります。全経営体の0.01%ということで、ごく一部に限られているという状況です。

18 ページを御覧ください。今度は団体経営体の内部労働力ですが、図5のとおり、補助票を必要とする60日以上従事の経営者・役員、これが8人以上の場合は補助票が必要になるのですが、この経営体は4,090、全体の0.3%というごく一部に限られているという状況です。

19 ページを御覧ください。今度は常雇いです。図6のとおり、補助票を必要とする常雇い5人以上の経営体は1万1,235ということ。全経営体のシェアでいいますと、0.8%ということ。です。

このように、内部労働力、常雇いともに、99%以上の農業経営体は補助票の配布を必要としない状況にあります。したがって、補助票を調査票の一部として掲載するのではなく、別途、本当に必要になったときに必要な者に配布するという方法が効率的であると考えています。

20 ページを御覧ください。常雇いの一部を調査して、常雇い全体を推計するということにつきましては、平均年齢を含めた労働力の統一的な把握をすることが今回目玉と考えておりますので、見直しの目的が果たせなくなると考えています。

それから、センサスは標本調査の母集団となっておりますので、性別、年齢別の全体把握をすることが大事であり、標本調査のメルクマールともなっているため、なかなかこう

いうことはできないのかなと考えている次第です。

21 ページを御覧ください。常雇いの出生年月の元号について、現在、大正生まれの方が入っているのですが、該当する人はほぼ存在しないのではないかといた御指摘です。

平成 27 年の国勢調査の結果を見ますと、85 歳以上でも農業雇用者が約 1,200 人います。農林業センサスで今回初めて常雇いの生年月まで把握するということもありまして、ほかの生年月の項目とも併せまして、今回はこのまま設定させていただきたいと考えています。

なお、おめくりいただきますと、今ほど説明した補助票を参考までに掲載しています。基本的に調査項目と全く同じものを設定してあるということです。

私からは以上です。

○河井部会長

ただ今の農林水産省からの説明を踏まえ、御意見や御質問がある場合は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○納口専門委員 大変丁寧に対応し、お答えいただきまして、感謝申し上げます。

1 点確認させていただきたいのですが、資料 2 の 3、4、5 ページなのですが、過去 5 年間に経営を開始した経営体の把握を、設問としては外して、構造動態統計で見るという話でした。別途、4 ページの表 2 で示されている新規参入者数だと、1 年間に 3,400 となっており、そうすると、例えば 5 年だとしても 20,000 までいかないようなオーダーだと思うのですが、構造動態において、赤で新設・不連続という 5 ページの表 3 を見せていただきますと、合計で 11 万 3,000 ということで、全くオーダーが違うというか、つまり、構造動態統計があるから新設は見なくてもいいという理由にはならないような気がして、このロジックが分からなかったのですが、補足していただけるとありがたいです。

○河井部会長 いかがでしょう。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 まず、4 ページの新規参入者数について、先ほども説明したのですが、農業以外から全く何の資本もなくて農業に参入してきた方だけとなります。これを勘定しているのが 3,440。5 ページの構造動態は、まさにセンサスの個票をぶつけて、前回なかった個票が今回発生したという数値です。ここに新設等と書いてあるんですが、その何割かは移転などによって不連続になっている部分が新設とカウントされている部分もあるということです。

それと、規模の小さいところから調査対象とする規模に上がってきたという部分が結構あります。土地持ち非農家あるいは自給的農家から調査対象に上がってきたという部分もあるかと思います。

○河井部会長 いかがですか。

○納口専門委員 少し踏み込んで申し上げれば、5 ページの表 3 の構造動態統計は、新設というよりも不連続の数がかなり出ているので、この数字をもって過去 5 年間に新設した経営が分かるということの理由にはならないように思うので、むしろもう少し積極的な違う理由があるのかなという趣旨の質問です。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 不連続で出てきた数字は、11 万 3,657 のうち 3 万 5,603 です。あとはまさに新設なのだろうと思うのです

が、少し分析が足りなかったです。次回までに整理させてください。

○納口専門委員 すみません。余計なことを申し上げたかもしれないです。過去5年間に新設したという数字をとってはみたものの、あまりうまい数字になっていないとかいったことがあるのかなと思ったものですから。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 すみません、次回の部会で回答させていただきます。

○河井部会長 分かりました。

それでは、今の点以外のことで何かありますか。

鈴木専門委員。

○鈴木専門委員 非常に真摯に対応していただいたと認識しておりまして、大変ありがとうございます。

1点だけ質問です。7ページなのですがけれども、先ほどの説明で、耕作放棄地については、客体候補名簿に復活するとおっしゃったのですが、今回に限った対応と最後おっしゃったのは、2025年の調査の際には、ゼロベースでもう1回考え直すという意味と理解してよろしいですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい、そのように考えています。

○河井部会長 それでよろしいですか。

ほかに御意見はございますか。

前回、川崎委員と西郷委員、補助票に関する質問をしていただきましたが、これは問題ないということでしょうか。

○川崎委員 結構です。

○河井部会長

それでは、先ほどの新規就農者のところについて、もう少し調べていただいて、次回の部会で御報告いただくということで、ほかの点は納得いたしましたので、この点だけ、もう1回、よろしく願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。

○河井部会長 それでは、次は資料3-1の審査メモに沿って、前回部会に引き続いて、残された論点について審議を行いたいと思います。

審査メモの13ページを御覧になっていただいて、イの(ア)の所有土地に関する調査事項の変更から、17ページの(イ)の所有している農業用機械を把握する調査事項の削除までについて、事務局から説明をお願いします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それではまず始めに、審査メモ15ページの「①経営している田・畑・樹園地の耕作放棄地の面積及び経営している田・畑の利用面積」を把握する調査項目の削除等についてです。

今回の変更計画では、経営している田・畑・樹園地の面積を把握する調査事項について、耕作放棄地の面積に係る項目を削除することになっています。

また、経営している田の利用面積を把握する調査項目については削除し、経営している畑の利用面積を把握する調査項目については、牧草専用地の面積のみ引き続き把握するように変更することにしております。

これらにつきましては、行政ニーズを踏まえ、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う支障がないかなど、5つの論点を整理しております。

次に、審査メモ16ページ、「②ハウス・ガラス室の加温温室の実面積」を把握する調査事項の追加についてです。

今回の変更計画では、施設園芸に利用したハウス・ガラス室のうち、加温温室の実面積を把握する調査項目を追加することにしております。

これについては、行政ニーズへの対応を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点から見て、必要かつ十分なものになっているかなど、2つの論点を整理しております。

最後に、審査メモ17ページ、(イ)の所有している農業用機械を把握する調査事項の削除についてです。

今回の変更計画では、所有している農業用機械の台数を把握する調査事項を削除することとしております。

これにつきましては、行政ニーズの変化等を捉え、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う支障等がないかなど、2つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長

それでは、農林水産省から各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 回答いたします。

調査票でいいますと、審査メモの14ページ、一番上の赤枠になります。項目番号でいいますと、少し見づらいのですが、408、中ほどの赤枠の419、429という辺りなのですが、田・畑・樹園地の耕作放棄地です。

回答は27ページを御覧ください。論点は、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の内容と定義についてということです。

この調査は、農地の荒廃状況・解消状況等を、毎年、市町村、それから農業委員会が現地調査によって把握しているものです。この調査でいう荒廃農地は、2に書いてあるのですが、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄によって荒廃して、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地ということです。これは客観ベースの数値となるということです。

一方で、3番に整理していますが、耕作放棄地、これはセンサスで捉えているのですが、以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けをせず、この数年、再び作付けする意思のない土地ということです。これは農家の主観ベースの数値となるということです。

28ページを御覧ください。論点の2なのですが、荒廃農地と耕作放棄地の経年変化とい

うことです。

2015年の荒廃農地は28万ヘクタールで、1年間で3.5%増加しています。一方で、耕作放棄地の面積は42万ヘクタールで、それぞれ5年間で2.6%、6.8%増加しています。

回答の29ページを御覧ください。論点の3です。耕作放棄地の結果の利活用と削除することによる支障ということです。

耕作放棄地は、高度経済成長期に耕作が放棄される農地が散見されたということ、それから生産調整によって水稻が作られなくなってきて、農地の荒廃が懸念されたということから、1975年のセンサスから把握を続けてきました。

一方で、荒廃農地のデータですが、荒廃農地の再生利用に向けた施策の推進に活用されています。

こうした中で、前回の農林水産省の基本計画を策定する際に、農地の荒廃は客観的な実態に基づく荒廃農地のデータを用いることが適切とされたということです。

このように、耕作放棄地に代わり得る調査結果として荒廃農地が利用されるために、今回、この調査項目から削除したいと考えているということです。

このように、調査項目としての耕作放棄地は削除いたしますが、実は多くの皆さんが主観をベースとした耕作放棄地というデータも依然として注目している実態があるということです。

こうしたこともあって、先ほど資料2の7ページの客体候補名簿のところでも触れましたように、客体候補名簿で総量だけは聞き取っていきたいと考えているところです。

審査メモの14ページの2つ目の赤枠内の項目番号412から416、ちょうど真ん中辺りです。それから一番下の赤枠内、423から426、それと、おめくりいただきまして18ページの下段のところにある幾つかの項目との関係ということです。

回答は30ページを御覧いただきたいのですが、論点は、前回の田・畑の利用面積と今回との対応関係、データの経年変化ということです。

表9を御覧ください。御覧いただいた項目の比較です。このように、左の2015年の土地で捉えていたものは、2020年の農業生産で捉えるように追加や変更をしているということです。ただし、416番の何も作らなかった田、426番の何も作らなかった畑については、把握ができなくなるということになります。

右側の31ページを御覧ください。2020年センサスで捕捉できなくなる「何も作らなかった田」、「何も作らなかった畑」、この経年変化について見ますと、経営体数は50.2%、32.7%の減少、面積は43.9%、19.2%の減少となっているという状況です。

回答の32ページを御覧ください。論点の5です。調査結果の利活用と削除して支障がないかということです。

これらの調査項目は、一方は作物の生産状況を把握する項目、もう一方は転作等の状況も含めた土地の利用状況を把握する項目ということで設定してきました。前者は、各種作物の生産振興あるいは激甚災害の地域指定などに活用しており、後者は、地方交付税の算定基礎などに活用されてきたということがあります。

削除する土地の項目は、販売目的で作付けた面積において代替可能であると考えていま

す。

次のページです。調査票でいいますと、審査メモ 15 ページの枠内の②ですが、回答は 33 ページです。論点は、加温温室全体の二酸化炭素排出量の算出方法と利活用ということです。

二酸化炭素排出量は、まず加温温室面積に A 重油の標準使用量を乗じて A 重油使用量を算出し、これに二酸化炭素排出量の換算係数を乗じて算出するという事です。

地球温暖化対策計画において、温室効果ガスは 2050 年までに 80% 排出削減するということを目標に定めております。こうした削減率を算出するために、本調査項目は活用されるということです。

次に、調査票で申し上げますと、審査メモ 17 ページの枠内です。回答は 34 ページを御覧ください。論点は、農業用機械の所有台数の経年変化ということです。

農業経営体全体の減少に伴いまして、各農業機械とも、所有する経営体数、台数は減少傾向で推移しています。2015 年の所有経営体の割合は、それぞれの機械で 5 割、7 割、4 割という状況になっています。

本ページの下段、論点 2 を御覧ください。調査結果の利活用と削除して支障がないかということです。本項目は、農業用機械の普及状況などの把握に活用されてきました。農業用機械は広く普及しまして、機械の所有について、行政利用は低下してきている状況です。その意味では、支障はないと見込んでいるところです。

以上です。

○河井部会長

ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は御発言をお願いいたします。

○納口専門委員 資料 3-1 の 14 ページの田の 1 年間の作付けなのですが、稲を作った田、それから稲以外の作物だけを作った田、何も作らなかった田とあった項目を削除して、この後の項目である農業生産の販売を目的として作付けした延べ面積のところを把握できるからいいのですという説明だったと思うのですが、確認なのですが、農業生産のところは、小麦でそのうち田で作付けしたものとか、豆類、大豆でそのうち田で作付けしたものというように、田で作付けた部分が出てくると思うのですが、例えば野菜作などについて、田で作付けしたというようなものも、農業生産のところの項目で把握できるのでしょうか。

例えば、北陸などは、最近、集落営農で、収益作物ということでタマネギだとかニンジンだとかの作付けが結構増えているように思うのですが、その辺について教えていただければありがたいです。

○須田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 ここはあくまでも田の経営耕地で作ったものの代用として、野菜ではなくて、稲・麦・雑穀について田で作付けたものを把握する項目で、野菜は入っていません。ただ、例えば野菜を作ったときに、一時的に田で作ったというような状況であれば、確かに漏れるかもしれませんが、恒常的に、例えば野菜作に転作したという場合には、経営耕地的には畑の方で多分整理されると思います。

そういう形で、どれくらいあるかというところは把握していませんが、いわゆる稲・麦・

雑穀の範囲内で捉えることが可能と考えているところです。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 大きな考え方として、細かく把握すれば切りがないのですが、どうしても重複感があります。経営耕地のところは、ある意味、ストックという概念で、土地がどれぐらいですということを把握しますが、今までは、利用状況として、転作などの面積を把握しています。具体的に何を作付けたかというのは、今後はフローの方で、つまり、作付けの方で把握していこうという考え方です。

その辺を御理解いただきたいと思っていますところです。

○納口専門委員 転作政策が大きく変わる中で、今までは転作で奨励金が出るからということで作付けてきた部分が、今度、転作政策が基本的には無くなるということで、田の利用状況が大きく変わるのではないかという見方もあるわけです。その辺の政策の検証に対するデータとして、つまり、土地の利用状況、特に田に関する土地の利用状況のデータが2020年も必要ではないかという意見もあるかと思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ですから、そこは、田は田で経営耕地において全部捉えて、その利用状況については、経営面積で捉えずに、作付けの方で捉えていこうと思っていますということです。

○納口専門委員 それは、転作政策が無くなるので、転作という概念がバックグラウンドにあって、こういう設問を設けていたのだけれども、そのこと自体、もう適切ではないという御判断なのでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 いや、そこまでは申しませんが、今言ったことを考えていくと、今までと同じような項目を把握していたのでは、なかなか効率化できないということでもあります。田の面積を把握し、畑の面積も把握するので、ストックの部分は、そこで御容赦願いたいということです。

○河井部会長 どうぞ。

○川崎委員 別のことについて、お尋ねしてよろしいですか。説明資料の33ページのハウス・ガラス室の加温温室の実面積のことなのですが、こういう形態の農業があるのは分かるので、別にこれの調査をすること自体は決して悪くはないと思うし、合理的だと思うのです。ただ、若干理解し切れないのが、二酸化炭素排出量を算出することなのですが、注1のところにある、この掛け算のA重油の標準使用量は聞き取り結果に基づき作成ということですが、これによって随分数字が動き得る、誤差の影響を受けやすい数字だと思います。

だから、これは本当にどれぐらい二酸化炭素排出量のデータとして使われる、基礎としてこの項目を把握するのでしょうかということをお尋ねしたいのですが、もしこれを本当にそのために使うのであれば、注1の標準使用量というのは相当丁寧に捉えていく、もっと言えば、農家ごとにA重油をどれだけ使用しましたかとかいうことをやっていかないと、ほとんど意味のない二酸化炭素排出量を出していることになりかねないと思います。そのあたり、これはどれぐらい本当に地球温暖化問題に使われようとしているのか、教えてい

ただけたらと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 これは生産部局からの強い要請に基づいて設定している項目でして、そこからの資料を基に整理させてもらっているものです。多分、おっしゃるように、具体的には、もう少し細かなことを行っていくのだらうと思うのですが、すみません、これ以上のことは資料収集できていません。

○川崎委員 今ここでお示しになったのは、ごく大ざっぱな計算がこうなっているということですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そうです。

○川崎委員 本格的に行うときには、きちんと使用量などを丁寧に掛けて行うという理解でよろしいですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい。それは間違いないと思います。

○川崎委員 分かりました。

○河井部会長 ほかにありますか。

納口先生、先程の件については、御納得されましたでしょうか。

○鈴木専門委員 すみません。発言する予定では全くなかったのですが、一言だけ。

実際に分析している使用者の観点から、私が 2015 年農林業センサスをチームで分析した際のチームのメンバーにこの辺りのことを事前に聞いてみました。土地に関して、例えば、耕作放棄地を削除する、それから、経営内部での不作付けの部分についても把握しなくなるという、この 2 点についてどう思うか聞いてみたのですが、耕作放棄地については、やはり主観のデータであるということがあって、荒廃農地のデータが別途あるという説明ですね。まさにそこは多くの分析をした研究者は納得するのですが、むしろ経営の中で作付けしていない農地の方が重要だという認識は非常に多く、耕作放棄地が復活するなら、むしろもう少し優先度の高い作付けしてないという部分が何とかならないのかなと思ってしまいますが、審査メモの 14 ページの田に関する事全部把握するのは、基本的にスペースの関係からも難しいだろうとは思っています。

このため、例えば、一番下の何も作らなかった田、あるいは何も作らなかった畑がありますが、それを、例えば経営している、貸しているという項目の下にもう 1 行追加することで、何とかならないかなと思います。

○河井部会長 回答資料の 30 ページですか。

○鈴木専門委員 そうですね、30 ページです。ここの網掛けが入っているところが、まさに私が申し上げた話かなと思うのですけれども、何も作らなかったということであれば、田・畑それぞれ聞いて、恐らく答えていただけるような気もするので、それでも無理だということであれば、諦めようと思って、当初は発言しないつもりでいたのですが、何とかならないかなと思います。申し訳ありません。

○河井部会長 いかがでしょう。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 これは部会長とも御相談なのですが、我々の考え方としては、田畑のストックは総量把握しますが、ここの

ストック利用に関する部分は把握しない、考え方としては、フローの部分で細かく把握するので御容赦願いたいということなのですが、なかなか時間もなくて議論が收拾しないようなので、よろしければ、もう1回考えさせてもらってもいいでしょうか。

○河井部会長 すみません。そういうニーズもあるということなので、次回、別の件もありますので、そちらと併せて、この件についても再検討をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 納口専門委員の御意見も併せて整理させてください。

○河井部会長 宿題が増えて申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。ほかに何かございますか。

もしなければ、今挙げられた2つのポイントについて、もう一度検討していただいて、次回、御報告いただければと思います。

それでは、次の案件に移らせていただきます。次は、審査メモ18ページの「(ウ)作付け・栽培面積等に関する調査事項の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 「(ウ)作付け・栽培面積等に関する調査事項の変更」についてです。

具体的な中身については、審査メモ20ページになりますが、「①販売目的で作付け(栽培)した作物の種類別の延べ面積を把握する調査事項の変更」及び「②販売目的で田に作付けした水稻(食用)、小麦、大豆以外の品目の作付面積を把握する調査事項の追加」についてです。

今回の変更計画では、過去1年間に販売目的で作付け(栽培)した作物の種類別の延べ面積を把握する調査事項につきまして、調査対象品目を追加・細分化・削除するとともに、販売で田に作付けした水稻(食用)、小麦、大豆以外の品目の作付面積を把握する調査事項を追加することとしております。

これらにつきましては、政策ニーズの変化に対応して見直しを行うとともに、本調査を母集団として利用する他の統計調査の精度向上を図るものであり、おおむね適切と考えられますが、利活用の観点から見て、必要かつ適切なものとなっているかなど、5つの論点を整理しています。

次に、審査メモ21ページになりますが、「③販売目的で作付け(栽培)した野菜・果樹類の品目別等の延べ面積を把握する調査事項の記入方法の変更」についてです。

今回の変更計画では、過去1年間に販売目的で作付け(栽培)した野菜・果樹類の品目別等の延べ面積を把握する調査事項について、該当品目の品目コードを選択・記入した上で、その露地作及び施設作別の延べ面積を記入する方式に変更するというようにしています。

これについては、報告者の記入のしやすさ等に配慮したものであり、調査票様式の見やすさ、簡素化等にも資するものと考えられることから、おおむね適切と考えられますが、報告者が品目コードの選択・記入等に当たって負担や紛れ等が生じないかなど、4つの論点を整理しています。

事務局からは以上です。

○河井部会長

それでは、農林水産省から各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。

審査メモ 18 ページの下段、稲（飼料用）と書かれている赤枠の部分です。

回答は 35 ページを御覧ください。論点は、結果の利活用についてということです。農林水産省の基本計画において、飼料用米は 110 万トンの生産努力目標を掲げています。益々の生産と利用の拡大が進められている状況にあります。調査結果は、こうした施策の基礎資料として活用されるということです。

次に、審査メモ 18 ページの調査票の上段 4 つ目の「大麦・裸麦」、それから 4 つくらい下の「かんしょ」という部分です。これを下段の「変更」と記載された 2 つの赤枠に変更していくということになります。

回答は 36 ページを御覧ください。論点の 2 ですが、現行の区分を細分化した後の利活用についてということです。各種作物の作付面積は、地方公共団体における農業政策の推進あるいは激甚災害の地域指定などに活用されるということです。細分化した結果は、これまでの活用に加えまして、「二条大麦」「六条大麦」「裸麦」そして「原料用かんしょ」の交付金単価の算定に活用される農産物生産費統計調査の母集団として活用されるということになります。

次の調査項目です。審査メモ 18 ページの調査票の下段の赤枠のうち、「追加」と書かれた 408、小麦のうち田作付け、それから 422 なのですが、大豆のうち田作付け、427 の「なたね」それと 19 ページの上段の項目ということです。

回答は 37 ページを御覧ください。論点は、追加する項目の母集団情報としての具体的利用と、現在の母集団整備がどのように行われているかということです。

追加する 4 つの項目については、上の表 12 の部分、表頭を見ていただくと、営農類型別統計や生産費統計、これの母集団の抽出指標や階層別の標本配分などに利用するということです。

これまでの母集団整備は、下の表 13 のとおりです。営農類型別統計では、従来の調査項目を母集団の抽出指標と階層別の標本配分に利用してきました。それから生産費統計では、センサスではなく、経営所得安定対策の加入申請情報を母集団として利用してきたということです。

表 13 を表 12 のように変えていきます。御覧いただくと分かるように、統一して母集団整備ができるということになっています。

次ですが、審査メモ 18 ページの調査票中段の「削除」と書かれた赤枠です。たばこです。

回答は 38 ページを御覧ください。論点は、たばこの生産状況の経年変化、センサスの結果との整合性と削除して支障がないかということです。

表 14 の農林業センサスで把握した経営体数、作付面積、そして、表 15 の全国たばこ耕作組合中央会資料の戸数、面積を指数で比較すると、おおむね合致したものとなっているのがお分かりいただけるかと思います。また、こうした統計によってセンサスを代替できるので、削除による利活用の支障はないと見込んでいるということです。

回答の 39 ページを御覧ください。論点の 5 は、調査項目が適正か否かということですが、我々としては、母集団情報あるいは施策推進の観点から、適切なものに組み替えていると理解しているところです。

次の論点ですが、調査票でいいますと、審査メモの 19 ページ、下段が現行です。そして、恐縮ですが、めくっていただいて 20 ページの上段が変更後ということですが。

回答は 40 ページを御覧いただきたいのですが、論点は、従来の記入方法の問題点、1 報告者当たりの記入品目数、それから、コード表記の見やすさということですが。その経営体が記入する品目は限られているのに、これまでは調査票の総ページ数が非常に多いということです。そのような意味で、報告者の負担感が強いという指摘がありました。このために、コードを選択して記入する方法でページ数の抑制を図っていくということです。

1 報告者当たりの記入品目数は、平均で 3 品目程度ということになっています。本項目は、報告者の視点に立ったものであり、適切なものではないかと考えています。

当方からは以上です。

○河井部会長

ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

私から質問していいですか。最後の品目コードを書くという部分なのですが、これは書き間違いとかという点については、何かプレテストというか、そういうことをいろいろされてから決められているということですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営構造統計課センサス統計室長 試行調査では、コードではなくて、直接品目を書いた形で答えてもらっています。そういう意味で、品目をコードに変えるという手間が入るので、その辺のミスが起きないかという点と、リスクはあるのかもしれない。

それともう 1 つは、後でも出てくるのですが、コード記入で取組を書いている実例がございませぬ。ほかのセンサスにおいてです。このようなことを我々も経験を踏んで、こういう形で効率化ができるのではないかと考えています。

○河井部会長

ほかに何かございませぬか。

それでは、もし何もなければ、この件につきましては、御了承いただいたものとさせていただきますと思います。

それでは、次の論点に移らせていただきます。ウの農産物・林産物の販売状況及び農作業・林業作業の受託（請負）に関するよりの確な把握に関する案件です。審査メモの 22 ページのウのところですが。

事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、審査メモ 25 ページ、ウの「(ア) 農産物・林産物の販売金額（売上高）階級区分に係る選択肢の統合・細分化」及び「(ウ) 農作業・林業作業の受託（請負）料金収入金額階級区分に係る選択肢の統合・細分化」についてです。

今回の変更計画では、過去 1 年間の農作物・林作物の販売金額（売上高）及び農作業・

林業作業の受託（請負）による料金収入を把握する調査項目について、販売金額（売上高）と受託（請負）料金収入金額の階級区分に係る選択肢のうち、5,000万円未満の区分を12区分から5区分に統合するとともに、「1億～3億円未満」を「1億～2億円未満」と「2億～3億円未満」に細分化することとしています。

同じ25ページの「(イ) 販売金額上位3位までの把握方法の変更」についてです。

今回の変更計画では、これまでの全ての経営部門の中から、過去1年間の販売金額（売上高）上位3位までの部門を選択し、販売金額合計に占める当該部門の割合を記入する方式から、上位3位までの各順位欄に該当する部門コードを記入した上で、販売金額合計に占める当該部門の割合を記入する方式に変更することとしています。

これらについては、販売実態のよりの確な把握及び報告者の記入のしやすさ等に配慮したものであり、おおむね適切と考えられますが、利活用の観点から、変更による支障等がないかなど、3つの論点を整理しております。

次に、審査メモ26ページの「(エ) 過去1年間の農作業の委託内容を把握する調査事項の削除」についてです。

今回の変更計画では、過去1年間に委託した、または請け負わせた農作業の内容を把握する調査事項を削除することとしています。これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適切と考えられますが、削除に伴う支障等がないかなど、2つの論点を整理しています。

事務局からは以上です。

○河井部会長

それでは、農林水産省から各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。審査メモの22ページから24ページの枠内の調査票を御覧ください。

回答は41ページからです。論点は、販売金額の階層区分の設定理由と統合・細分化の理由、必要性についてということです。これまでの階層区分は、センサス年次間のデータの連続性を考慮して設定した区分です。施策の推進によって大規模経営体が増加しているために、上位階層を細分化する一方で、報告者負担の軽減にも配慮して、下位階層を統合するということです。結果として、16区分から10区分に変更することとしています。

それから、林業については、農業と比較した構造分析を可能とするために、これは従来からなのですが、農業と同様の販売金額階層区分を用いることとしています。

それから、4の部分に書いてあります受託料金収入についても、生産物の販売金額と比較した構造分析を可能とするために、従来からなのですが、農業・林業ともに販売金額階層区分と同様の区分を用いることとしているということです。

おめぐりいただいて、回答の42ページ、43ページを御覧ください。論点の2、調査結果の経年変化と利活用、変更による支障はないかということです。農産物の販売金額規模別の経営体数の推移です。2010年は1億円以上の階層から増加に転じていたものが、2015年では3,000万円以上の階層から増加に転じているということになっています。また、構成割合については、50万円未満が38%と最も多いのですが、販売金額が高くなるほど率は

低下しているという状況にあります。

おめくりいただいて、回答の 44 ページ、45 ページです。林産物の経営体数です。林産物販売金額 1,000 万円以上の経営体は総じて増加傾向が見られるということです。また、構成比については、販売があった経営体の中では、50 万円未満が 48%と最も多いのですが、販売金額が高くなるほど低下しているという状況です。

おめくりいただいて、回答の 46、47 ページです。農作業の受託料金収入別の経営体数です。直近では、ほとんどの階層で減少しているということです。また、構成比については、収入があった経営体の中では 50 万円未満が 65%と最も多く、販売金額が高くなるほど低下しているという状況になっています。

おめくりいただいて、48 ページ、49 ページを御覧ください。林業作業の受託料金収入別の経営体数です。1,500 万円以上は総じて増加傾向が見られます。また、構成比については、収入があった経営体の中では 50 万円未満が 22%と最も多く、それ以下は 1 割を下回っているという状況です。

おめくりいただいて、回答 50 ページを御覧ください。これらの調査結果については、農業・林業の生産構造の実態を明らかにする基本的な指標として活用されています。階層区分の統合・細分化によって、16 区分から 10 区分に変更しています。農業・林業ともに統合後の「50～500 万円未満」の階層で 4 割程度を占めることとなります。この階層は、ほとんどが家族経営体、そのうち 6 割程度が 65 歳以上の経営者となっているということです。

また、階層が細かいので、収入が類推できてしまって、抵抗感が強いという状況があるというのも事実です。このようなこともあって、統合するという事です。

次に、調査票で申し上げますと、審査メモの 23 ページ、枠内の下段です。

回答の 51 ページを御覧ください。論点 3 は、先ほどもありました部門コードの記入方法の変更の問題点ということです。回答内容がより明確になるように、回答欄の簡素化を図っています。コード番号を記入する回答方法は、実は漁業センサスで漁業経営体の販売金額を既に導入済みです。これまでも問題は生じていないということもありまして、誤りの発生は極めて低いと考えている次第です。

次の論点です。調査票でいいますと、審査メモ 25 ページ、上段の枠内です。

回答は 52 ページを御覧いただきたいのですが、論点は、受委託は受託側で捉えて委託は削除しますが、両者の相関関係と委託を把握してきた理由ということです。現行のセンサスでは、委託と受託のデータ上の相関関係は不明です。これは、委託は面積を把握していないからということです。1990 年からの受委託の状況を見ると、近年はともに減少している一方で、農地の借り入れは増加が続いています。こうした動きは、農地集積施策のもとで、農作業の受委託が農地の貸借へと移行してきたものと考えています。このような項目を設定した理由ですが、農作業委託は、出し手の経営構造とその変化を捉えることを目的として把握してきたということです。

次に、回答の 53 ページを御覧ください。論点は、これまでの利活用と、削除して支障がないかということです。転作施策が行われた際に、農家がどのような農作業を委託するの

か、それから、そうした農家の経営構造がどうなっているかの実態を分析するのに活用されてきました。

施策の対象が育成すべき担い手に集中してきていることを反映いたしまして、農作業の受委託は、受託側で、いわゆる担い手側からその全景を捉えることにしていこうということです。

農作業を委託した経営体数は、近年の利用のニーズはなくて、削除しても支障はないと考えている次第です。

以上です。

○河井部会長

ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は御発言をお願いいたします。

○鈴木専門委員 まず、販売金額の階層区分を大きくまとめるという方向については基本的にはいたし方ないかなとは思っているのですが、ややまとめ過ぎである部分がありまして、「50～500万円未満」という10倍の差があるものを1つの区分に入れてしまうことについて、非常に大きな懸念を持っています。

その1区分に含まれる経営体の数が相当数に上るということは、農林水産省でお示しいただいた構成割合のデータで明らかなのですが、その1区分で7割くらい超えてしまうという話でしたが、非常に大きな1区分になってしまうということが1つです。

それと、利活用の方向として、しばしば行われるのが、この階層区分の中位数をとりまして、中位数掛ける客体数により、この階層の総売上を推計するような分析の仕方というのは、非常にオーソドックスに昔から行われておりまして、それを累積で下から積み上げをするような形で分析して、階層間のアンバランスがどれぐらいになっているのかというのは、非常にオーソドックスにやられている手法です。

これが「50～500万円未満」で区切られてしまうと、そもそも真ん中の275万円をとることにほとんど意味がないということで、今までやられてきた手法がほとんど破綻するかなというところがあります。

その代案というか、個人的に考えるのは、「50～500万円未満」のところを、100万円と300万円、少なくとも2つくらいのところで区分できないかと考えています。そうになると、調査票のスペースを2行分大きく食ってしまうことになるのですが、もう1点、申し上げたいのは、販売額が特に大きいところですね。億以上のところにつきましては、その下の部分で、特に5億円以上の部分が数字を直接記入するようなスタイルになっています。例えば1億円以上のところですが、上に行けば行くほど、損益計算書も貸借対照表も税務申告をしっかりとやっていて、自分の所得がしっかりと把握できていない経営はほぼなくなる訳です。1億円以上の場合に実額で記入していただいても、記入誤りなどは、ほぼないだろうと予想します。

このため、スペースがどうしても足りないのであれば、1億円以上については実額を書いていただくことで、十分対応可能なのではないかと考えます。

○河井部会長 いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 建設的な御提案を

ありがとうございます。

まず、第一義的には説明したとおりなのですが、なぜ 16 区分から 10 区分に統合するかというのは、報告者の負担感、特に下位階層は自分の所得が明らかになりやすいので、まとめたということが背景にあります。

例えば 50 万円、100 万円、この辺は結構答える方もつらいのかなと思うのですが、例えば 300 万円の粗収益で見ると、所得でいうと大体 70 万円ぐらいの人たちなのです。その人たちのところを、粗収益ではありますが、細かく把握してどうなのかなというのも一方ではあります。

その一方で、実は、漁業センサスのときにも川崎委員から、こういう案もあるという御提案をいただいたことがあるのですが、1 億円以上の大規模階層のところを 1 桁で(億円)と書いたらどうかと。なるほどという部分もあるのですが、現在、「1～3 億円未満」になっているところ、この大規模階層のところは細かく分けたいと思うのですが、よくいろいろなところで、1 億円というのがボーダーで言われていて、1 億円を上回ったときに、その次は 3 億円としている統計も見づらいかないということもあって、細分したという背景があります。

しかしながら、すぐに分かりましたという訳にもいかないので、全体のボリュームを考えながら、ここももう 1 回整理して、御回答したいと思います。

○河井部会長 今の鈴木先生の御意見は、ボリュームを変えないで情報を得たいという御意見です。確かに細かく分かれているところで 7 割を超えてしまうと、階層分けの意味があまりないような気もいたしますし、ボリュームを増やさないという御提案なので、検討していただければと思います。

岸本さん、何か御意見があれば、お願いします。

○岸本審議協力者 私どもの協会の会員の平均売り上げが大体 3 億円弱ということですので、この階層区分でいくと、大体「2～3 億円未満」のところが一番山になるのかなと思います。

鈴木専門委員のおっしゃっていたように、法人経営であれば決算書をしっかり作っているので、正直、幾らと実額で書いてもらった方がいいかなというのが私の意見です。何千万円までの桁は実額で記入してもらった方が、むしろ統計上は有意なのかなと思います。よろしくお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。

○河井部会長 西郷委員。

○西郷委員 私も、1 億円以上のところですが、区切り方を見ると、1 億円の方は「1～2 億円未満」のところに書いて、2 億円の方は「2～3 億円未満」のところに書いてということを見ると、結局 1 億円以上は実額で書いてくださいというのとあまり変わらない負担なのではないかなと思われるので、鈴木専門委員がおっしゃるように、あるいはもう少し細かいところまで実額で書いていただいてもいいのではないかと岸本委員の御発言もあったので、ここはもう少し工夫のしようがあるところではないかと私も思いました。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 検討します。

○河井部会長 よろしくお願ひします。

ほかに何かございますか。どうぞ。

○納口専門委員 今の件ですが、「50～500万円未満」のところは7割というのは、ちょっと数字が違っているのではないかと思います。2015年で言えば、多分43%ぐらいかと思うので、確認をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 この43ページの下の棒グラフのシェアを足し上げたらという意味ですね。今の7割というのは、500万以下が7割のシェアを占めるということでしょうか。

○納口専門委員 前のページの表16の2015年の構成比で、「50～100万円未満」のところから「300～500万円未満」の構成比を足すと、7割まではいかないですね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 いかないですね。

○納口専門委員 43%ぐらいではないかという、些末な指摘で申し訳ありません。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい、いかないですね。

○鈴木専門委員 「50万円未満」も合わせると7割ぐらいということですか。言い間違えました。申し訳ありません。

○河井部会長 数字の確認ということですね。

それでは、細分化の方向でということで、もし御意見がなければ、次の案件に行きたいと思います。

○鈴木専門委員 1点だけ、51ページの漁業センサスのものを改めて見てみて気づいたのですが、先程作物のコードのところがあったので、議論は終わっている部分ではありますが、審査メモの20ページ、野菜・果樹のコードが一覧で並んでいます。これは見てみると、根菜類、葉菜類、茎菜類、果菜類、あとは果物的なものという順番に並んでいると思うのですが、3桁あるうちの2桁目を、漁業センサスでやっているような網漁業、はえ縄漁業の区分のように2桁目をうまく使うと、調査票を見た感じで非常に分かりやすいのかなと思いました。

2桁目をうまく使うと、間違いが起きにくいかなと思いますので、御検討いただきたいと思います。

○河井部会長 それでは、この点は前の案件に加えさせていただいて、コードの付け方を間違いがないように、少し検討していただけないかということですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。

○河井部会長 それでは、もしなければ、次の案件に移らせていただきたいと思います。

次は、エの行政ニーズです。こちらは、審査メモ26ページのエの「(ア)青色申告の実施状況を把握する調査事項の追加」から、27ページの「(ウ)農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項の追加」まで、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモの28ページにな

りますが、「(ア) 青色申告の実施状況を把握する調査事項の追加」についてです。

今回の変更計画では、農業経営における青色申告の実施状況及び青色申告を実施している場合の継続年数を把握する調査事項を追加することとしています。これについては、政策ニーズの変化に対応したものであり、おおむね適当と考えられますが、必要かつ適切なものになっているかなど、4つの論点を整理しています。

次に、同じ28ページですが、「(イ) 有機農業に取り組んでいる品目別作付(栽培)面積を把握する調査事項の追加」についてです。今回の変更計画では、有機農業により作付(栽培)している品目別の面積を把握する調査事項を追加することとしています。これについては、政策ニーズの変化に対応したものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点から見て、必要かつ適切なものとなっているかなど、3つの論点を整理しています。

最後、審査メモ29ページの「(ウ) 農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項の追加」についてです。今回の変更計画では、効率的かつ効果的な農業経営を行うためのデータの活用状況について把握する調査事項を追加することとしています。これについては、政策ニーズの変化に対応したものであり、おおむね適当と考えられますが、必要かつ適切なものとなっているかなど、3つの論点を整理しています。

事務局からは以上です。

○河井部会長

それでは、農林水産省から各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。調査票でいいますと、審査メモの26ページ、下段の枠内ということです。

回答は54ページを御覧ください。論点は、試行調査における青色申告の記入状況ということです。試行調査では、83.3%は適切に回答いただきまして、残りの16.7%は調査員が未記入などの補正をしているという状況です。

本ページ下段の論点2、青色申告の継続年数の追加理由と設定の考え方ということです。収入保険制度の加入条件といたしまして、青色申告を5年間継続している農業者を基本としています。青色申告の加入年数も含めて、制度全体の検討を行うために、こうした項目を設定しています。

丁寧な注釈を付けていますし、青色申告の加入者は総じて経営管理意識が高いと推察しているため、回答の可能性の観点からは問題がないと見込んでいるということです。

回答の55ページを御覧ください。論点の3と4、調査結果の利活用ということです。本調査事項は、収入保険制度の加入促進あるいは制度検証に活用されるということです。制度の検討は、法施行後4年、2022年度を目途に行われるということです。センサスの公表は2020年11月ですので、適切な時期に統計データが提供されるというように見込んでいます。

調査票でいいますと、審査メモ27ページ、枠内の上段です。

回答は56ページを御覧ください。論点は、調査結果の利活用ということです。有機農業の一層の拡大を図る方針の下で、有機農業の取組面積割合を倍増するという目標を設定しています。有機農業の施策に沿った農業経営体の現状把握を行って、施策の基礎資料とし

て活用していくということです。

回答の 57 ページを御覧ください。論点の 2 と 3、試行調査の結果、それと品目別に面積を把握する理由ということです。試行調査では、84.3%が適切に回答し、15.7%の未記入については調査員や職員などが確認・補正をしているということです。

有機農業の取組面積シェアを 1%とする目標設定をしています。この目標値の検証には、品目別の取組面積が必要であるため、本調査項目を設定するという事です。

本調査事項は、省内関係部局の強い要請をもって設定しているものです。行政利用上の観点からは適切になっていると考えている次第です。

調査票でいいますと、審査メモ 27 ページの枠内の中段です。

回答は 58 ページを御覧ください。論点は、調査結果の利活用ということです。未来投資戦略 2017 で掲げられている担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践するという K P I の達成状況の検証に活用を見込んでいます。

本ページ下段の論点 2 と 3 ですが、試行調査からの細分化の理由、それから把握の可能性についてです。試行調査では、調査客体の 84.3%が適切に回答し、15.7%は未記入ということで、調査員や職員が補正を行っています。

試行調査のときは、I C Tを「活用している」「活用していない」の 2 区分で調査をしましたが、簡易な活用と高度な活用というように分けるべきという議論を踏まえて変更しています。

また、把握の可能性についてですが、試行調査では未記入による補正が全ての項目であったために、これを改善・工夫します。加えて、各調査項目は定義を丁寧に記載して、記入者に明確化を図るなどの措置を適切に実施したいと考えています。以上です。

○河井部会長 ただ今の説明を踏まえて、御意見、御質問がある方は御発言をお願いいたします。どうぞ。

○川崎委員 調査事項をこのように実施していくこと自体には特に異論はないのですが、54 ページの説明で、一番上のところ、試行調査で適切に回答したのが 83%で、16.7%が未記入というのは、少し多いなという気がして、心配しています。試行調査に比べて、今回の最終的な調査票は、回答が確実に得られるように、何か工夫されたのでしょうか。

それから、同じようなことがもう 2 つくらい後の項目でも、15%ですか、これは有機農業ですか、起こったりしているので、せっかく調査されるので正確に把握できた方がいいと思うのですが、その辺り、どのような工夫をされているのか、教えていただけたらと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。この新規項目については、試行調査のときはまとめて設定してあって、今回もそうなのですが、ずっと調査票をめくっていったときに、有機農業と見た瞬間に関係ないという形で飛ばしてしまう人が多くみられました。

関係ないなら関係ないというように調査項目を設定してあるので、関係ないに丸を付けてくれればいいのですが、それが無かったということなので、後で職員が補正したということです。

このため、調査票に、関係あるなしに関わらず、必ず書いてくださいということを1文入れつつも、指導会などで、その辺を徹底していこうと思っています。

○川崎委員 今回の質問に関連してですが、そうすると、有機農業の面積を書いてくださいと書いてありますが、行っていないところはゼロと書くということになるのですか。それとも空白になるのでしょうか。

行っていないなら、ゼロを記入するということが、調査票に見当たらないように思うので、後で処理するときには困ることはないかということが気になります。今全部お答えいただかなくても結構なのですが、うまくエラー処理できる、記入漏れの処理ができるように配慮していただけたらというお願いです。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。

○須田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 まず、試行調査のときの把握の項目というのが、面積の記入ではなくて、例えば、有機農業であれば、どの品目で有機農業に取り組んでいますかという有無の把握をしていました。その関係で、該当していなかった場合には未記入で終わってしまうというような状況でしたが、今回は面積を記入するように変更しました。

面積記入の考え方は、その前の野菜とか作物の面積と同様に、該当がなければ記入しなくていいという考え方で、あえてゼロを書かなくてもいい。ゼロを書くとなると、調査票のほぼ全てにゼロを書かなければいけないということになるため、書かなくてもいいという考え方で整理しています。

○川崎委員 そういう御方針なら、それはそれで1つの方針だと思うのですが、私が一抔の不安を持つのは、記入を忘れた、記入が漏れたのと、本当に行っていないこととの区別が付かなくなるのではないかというのが心配なので、一般的には、そういう場合、無いと申告してもらおうというのが通常のような気がするのですが、御検討いただいて、それでもこれがいいというのであれば反対しませんが、御検討いただけたらと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。

○河井部会長 ほかにどうでしょうか。

○鈴木専門委員 少し別の観点で、データを活用するという件なのですが、2つ目のところ、「データを取得・記録して活用」というのは、例えば、よく出回っているソリマチの財務管理をするようなソフトを使っているイメージが2番目だろうと思うのですが、その中のオプションとして、経営分析というオプションがしばしばあって、それは多くの方が使われているものです。

例えば、ソリマチみたいなものを使って経営分析を少し行うというイメージは、恐らく3には該当しないのだらうと思うのですが、それがどちらなのかということがもう少し分かるように、多分、事例として結構多いと思われしますので、3でないという判断でしたら、そのように記入されないように、横のところの書き方の工夫をしてもいいのかなと思います。

経営分析の最初のところは、経年変化を見る、それから他経営との単純比較をするというところから経営分析が始まるというのが、教科書的な理解です。そうすると、3にはこの場合は含めないということであれば、単純な経年変化、それから他経営との単純比較というのは2ですよと、そういうソフトを使ってデータを記録して行っている場合は2ですよという書き方をどこかしておく、2と3の区分が明確になるのかなと思います。

間違いやすい事例がありそうな気がしたので、発言させていただきました。

○河井部会長 ありがとうございます。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 59ページにあるこの事例は、これを調査票に書く訳にはいかない、調査員の手引などにも載せて、この辺は丁寧に示しながら、なるべく分かりやすいように整理したいと思います。今、御指摘の点も、多分、私は2番に入ると思うのですが、そのように整理して、徹底していきたいと思います。

ただ、現場で実際農業をやっているICTを使っているという感覚のある人は、自分がどこに該当するかというのは、多分分かると思います。基本は2番だと思っています。パソコンなどを使いながら、経営管理を行う。データを記録して、それを経営に役立てていく。これが基本になって、これ以上の、例えば、スマート農業と言われているのですが、すごく高度なICTを使った農業を行っているような人は3番に入ってくる。そういうことを行っている人は、自分は3番だという意識が非常にあるので、容易に回答できるのかなと思っています。

ただ、繰り返しになりますが、この辺のところ、整理して、調査員に徹底するような手だてを考えていきたいと思っています。

○河井部会長 岸本さん、お立場上、何かありますでしょうか。

○岸本審議協力者 私どもも似たような調査は何度もやらせていただいています。元々のデータを何と捉えるかというところが1つあって、財務データと栽培データ、生産データ、そのところの峻別を付けるのか付けないのかというのが1つあると思います。

今、鈴木専門委員からもありましたが、財務データというのも、ここで言うデータということであれば、やはりそういうことをきちんと書いていただければ、自ずから1番目のデータを取得してというところはクリアできるという話になります。

恐らく、そのようなことを丁寧にしておけば、政策目標の達成というのが、きちんと位置付けられるかと思っています。よろしくをお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。

○河井部会長 ということは、今のお話というのは、注記を変えるだけでは済まない。それとも、質問項目をもう少し変えた方がいいということでしょうか。

○岸本審議協力者 いえ、注記のところをもう少し丁寧に、例えば、そのような財務データをきちんとパソコン管理している場合にはここに入りますということが分かるようにしていただければいいのかなと思います。

○河井部会長 そう書いていただければ、先ほどの鈴木専門委員の御意見も反映される形

になるということですね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 特に調査票に書いている部分もそうですし、手引もそうなのですが、どうしてもファジーな部分はあるし、幾ら書いても、いろいろな部分が出てきて、あれはどうだってなってしまう。実際、議論していてもそうだったのですが、K P Iでも使っていくので、生産部局とも相談しつつ、今の御意見を踏まえながら、調整していきます。ありがとうございます。

○川崎委員 すみません。くどいようですが、今のお二方の御意見について、全く賛成なのですが、データとは何のことを言っているのかがやはり分からない。何を調べたいのかという意図が、私が記入者だったら、すごく迷うだろうと思うので、是非お願いしたいと思います。

データという言葉がもうちょっとしっかり定義されないといけないのではないかと思います。要するに、アクティブに農業のフィールドのデータなのか、経営のデータなのかという、もう少し違う言葉で表現されないと、4つの選択肢があまりにも微妙にしか違わないので、これで答えられたら驚異的だというくらい私は分かりにくいと感じました。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。

○河井部会長 設問の「効率的かつ効果的な農業経営を行うためのデータを活用していますか」という、データの定義のところに具体的に書いていただくというのが良いのではないかと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そうですね。

○川崎委員 1つだけ選べと書いてありますが、例えば、農地に関係するデータを観測する場合と、経営のデータの両方使っている場合も出てきますよね。だから、本当に1つだけ選択して書いてもらう方がいいのかどうかという問題にも発展してくるので、これは何を調べたいのかという意図をしっかりと整理されることが大事ではないかと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。

○鈴木専門委員 少し関連なのですが、私が思うのは、恐らく1番目は外部データ、経営の外部から既にある天気データとか、そのようなものを引っ張ってくるイメージだろうと思うんですね。2番目、3番目は中で生成する経営内部データを蓄積して、それをどこまで分析するかという観点だと思います。

このため、同じデータと言っている内容も、1番目と2番目、3番目で多分違っているような気がします。その辺りについて、どう整理するかというのも併せて必要な気がします。

○河井部会長 これは質問の意図に大きく依存するところなので、そこをもう少し整理していただいた方がいいかもしれません。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい。

○河井部会長 今回はここまでの議論といたしまして、本日の審議におきまして、調査実施者において改めて確認・整理していただく事項につきましては、調査実施者から次回の部会において回答をお願いいたします。宿題が増えてしまって申し訳ありませんが、よろ

しくお願いいたします。

次回の部会では、当該回答を踏まえて、引き続き審議した後に、残りの論点について審議していきたいと思えます。

それでは、次回の部会につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会につきましては、期間が空きますが、7月19日木曜日の10時から、会場につきましては現在調整中ですので、また後日連絡いたします。

今回は、部会長からお話がありましたとおり、本日の部会で調査実施者において改めて確認・整理が必要とされた事項について審議した後、残された論点について審議したいと考えております。

また、本日部会でお配りした資料につきましては、次回部会でも使用しますので、忘れずお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員、専門委員等の皆様におかれましては、もし荷物になるようであれば、資料を置いたままにしていいただければ、こちらで保管し、次回、準備するよういたします。

事務局からは以上です。

○河井部会長 次回の審議を効率的に行うために、残りの審議事項につきまして、御質問などがありましたら、6月29日の金曜日までに事務局までメールで御連絡いただければと思えます。

また、本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局からメールにて御紹介いたしますので、御確認をよろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了いたします。どうもありがとうございました。